

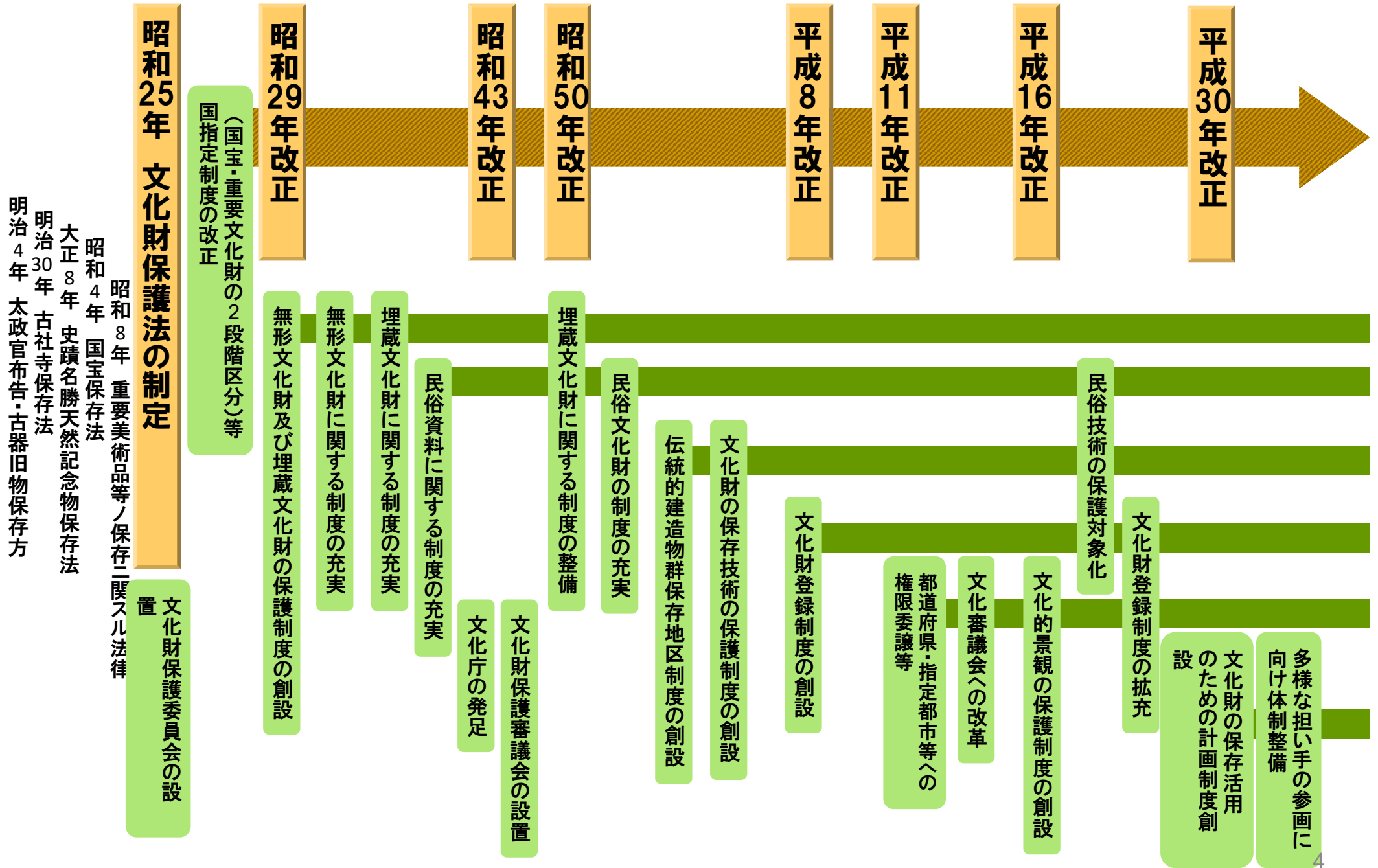
文化財をめぐる状況について

令和2年10月
文化庁

- 1. 文化財に関する基礎資料**
- 2. 無形文化財等をめぐる状況について**
- 3. 地方における文化財保護の状況について**

1. 文化財に関する基礎資料

文化財保護法の変遷



総 論

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

【任務と心構え】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用にも努めなければならない（第4条①、②）。



有形文化財建造物
(国宝瑞龍寺)



有形文化財
(国宝黒韋威胴
丸兜 大袖付)



重要無形文化財
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財
(青森市ねぶた)



伝統的建造物群と民俗文化財
(岐阜県美濃市)



文化的景観

文化財保護(＝保存＋活用)の法律上のスキーム

○ 国の役割：

- 重要な文化財の指定・選定・登録
- 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- 修理・公開等への補助、税制優遇措置 等

○ 所有者の役割：

- 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- 文化財の管理・修理・公開
- 重要文化財等の国に対する売渡の申出

○ 地方自治体の役割：

- 文化財保護条例の制定
- 国指定を除く文化財の指定 等

※ 罰 則：

- 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

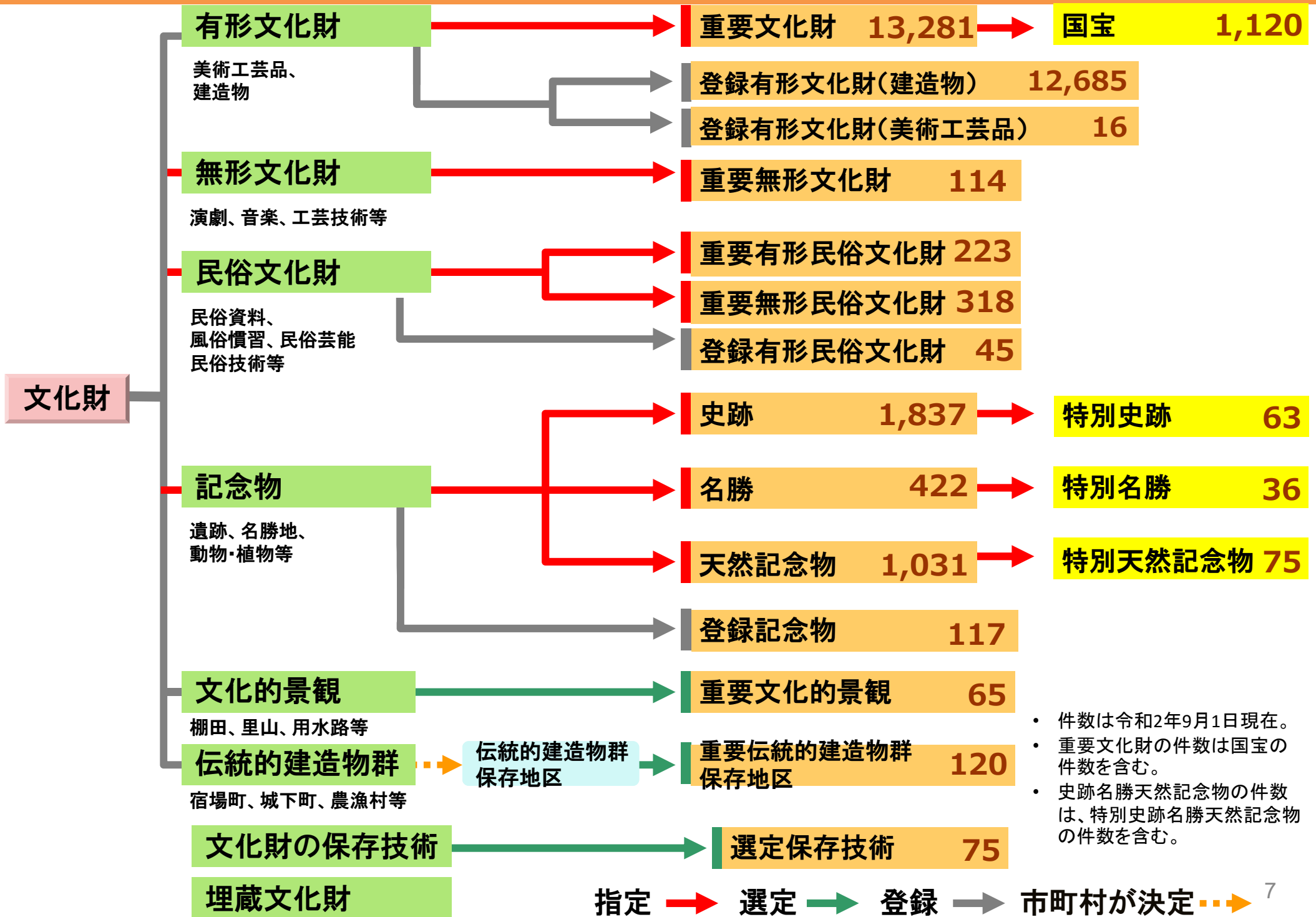
○ 管 理：

- 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- 特別な事情のある場合、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

○ 公 開：

- 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。

文化財保護の体系図



- ・ 件数は令和2年9月1日現在。
- ・ 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
- ・ 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

1. 重要有形民俗文化財(指定)

◇ 文化財保護法第七十八条

- ・文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に…（中略）…指定することができる。

2. 登録有形民俗文化財

◇ 文化財保護法第九十条第一項

- ・文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

3. 重要無形民俗文化財(指定)

◇ 文化財保護法第二条第一項

- ・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（三号）

◇ 文化財保護法第七十八条第一項

- ・文部科学大臣は、…（中略）…無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

4. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

◇ 文化財保護法第九十一条

- ・重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

◇ 文化財保護法第七十七条第一項

- ・文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

5. 重要無形文化財(指定)

◇ 文化財保護法第二条第一項

- ・無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（二号）

◇ 文化財保護法第七十一条第一項

- ・文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

6. 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

◇ 文化財保護法第七十七条第一項

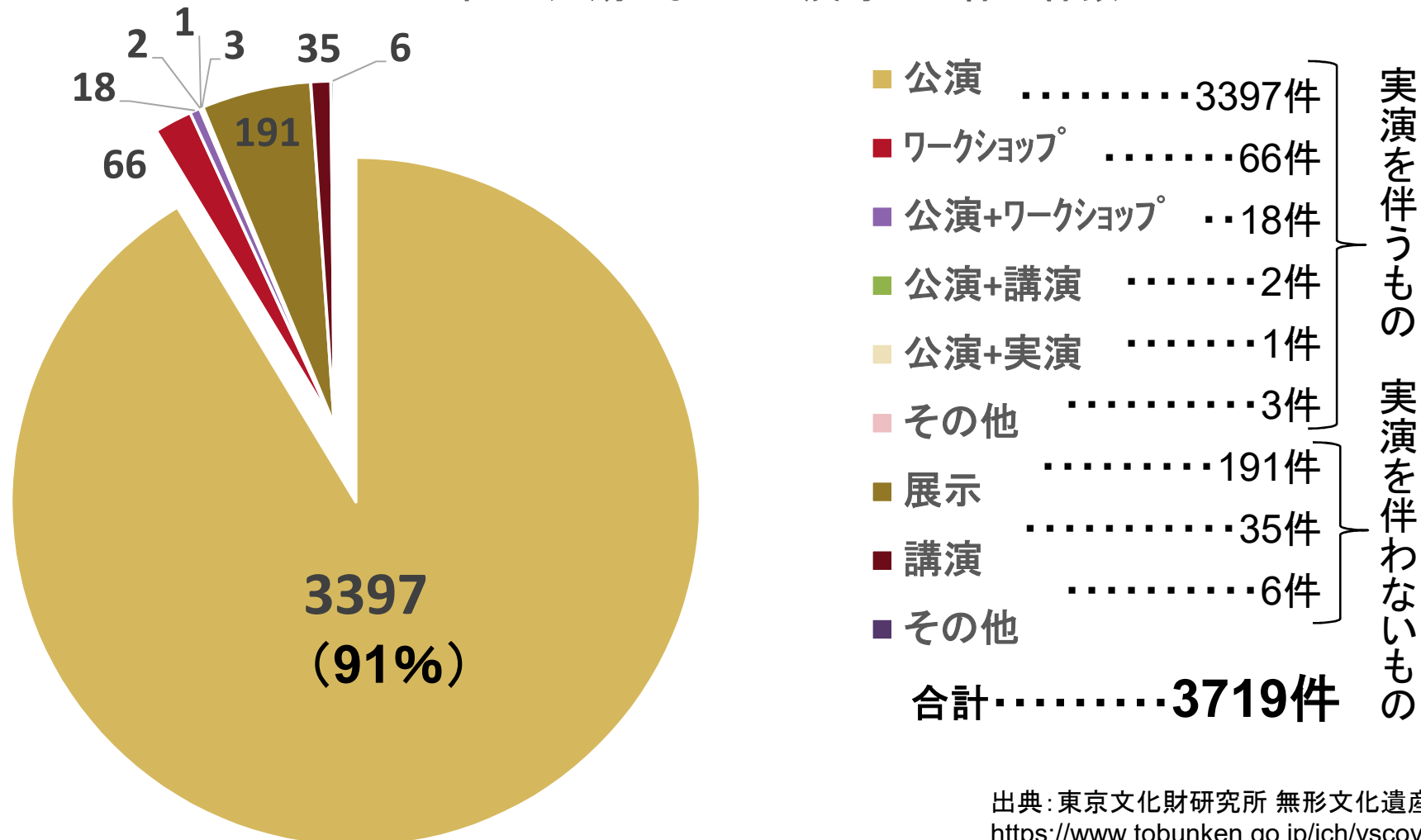
- ・文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2. 無形文化財等をめぐる状況について

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響①

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、関連事業の中止・延期情報を表明した件数は、3700件を超えている。
- ・特に、実演を伴う公演では深刻な影響であり、中止・延期となった件数は約3400件にも上る。
(9/24時点・東京文化財研究所調べ)

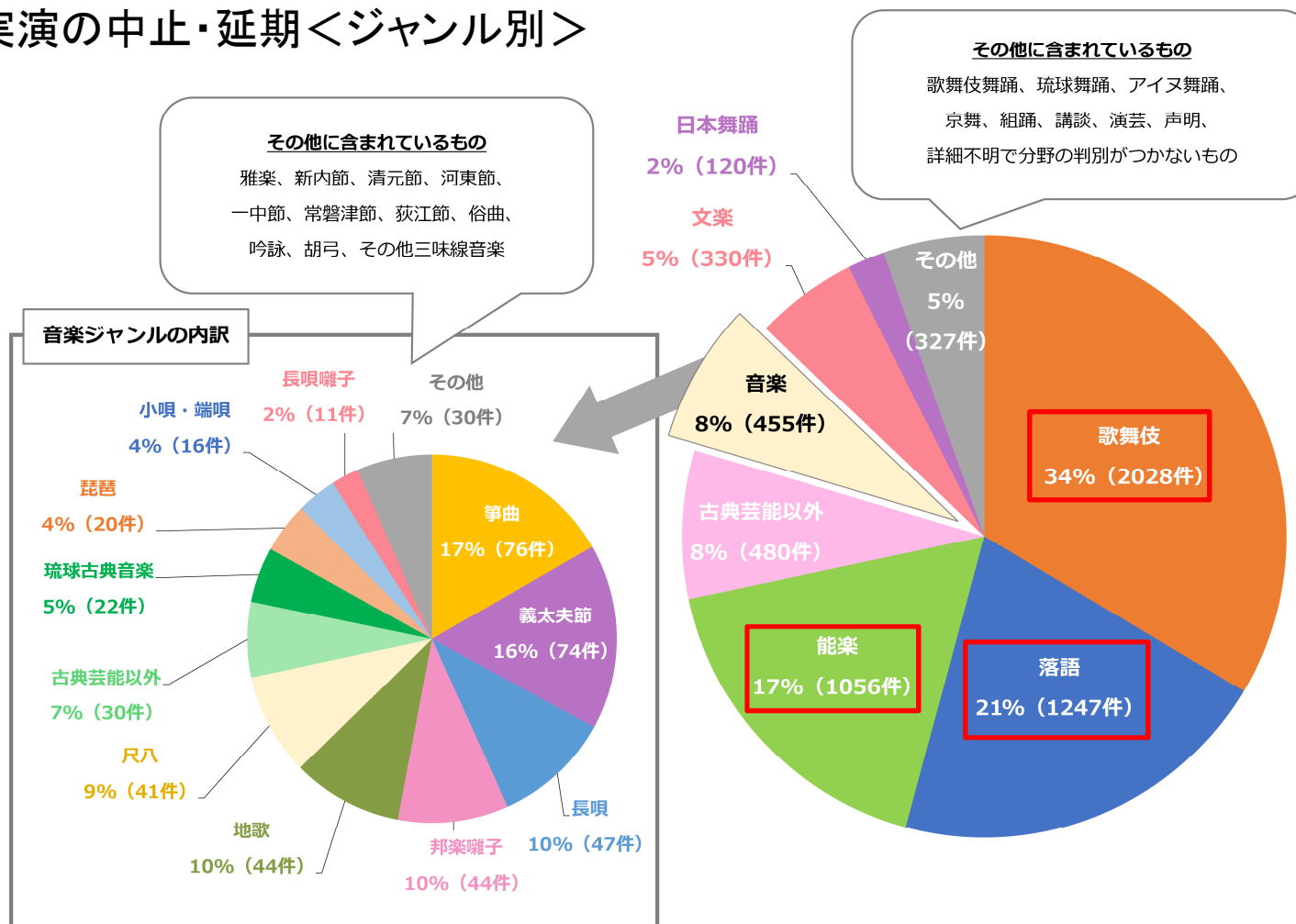
中止・延期となった公演等の全体の件数



(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響②

・ジャンル別の実演中止・延期件数を見ると、歌舞伎が2028件と一番多く、全体の34%を占め、これに落語（1247件（21%））、能楽（1056件（17%））が続く。
 （9/24時点・東京文化財研究所調べ）

○実演の中止・延期＜ジャンル別＞



出典：東京文化財研究所 無形文化遺産部 HP
<https://www.tobunken.go.jp/ich/vscovid19/eikyou-20200924>

(2) 生活文化、食文化の当事者の声

生活文化（書道）

- コロナの影響により、ワークショップ開催が難しく、規模の縮小や中止を余儀なくされる恐れがあり、不安である。
- コロナの影響により、展覧会を中止するにも返品や連絡等の経費がかかり、開催するにしても、コロナ対策の費用や対応にコストがかかる。また、多くの書道展が中止になり、作品制作の機会も減り、書道用具の消費が減少し各業者の収益が落ち込んでいる。
- コロナの影響により、出品者が高齢の場合、出品を控える傾向にあり、また、子どもの書道体験の場合は、筆など手に触れる備品が多く、ソーシャルディスタンスを保つなどの予防対策が難しい。

生活文化（華道）

- コロナの影響で、大勢の人が出入りしたり、生け込みで長時間滞在するような場になってしまう花展については、中止せざるを得ず、活動ができず、発表の場がなくなっている。
- 大勢に一齐に教える講習会や実技指導の実施ができない。
- 教室が開催できないため、月謝収入がなくなっている。
- オンラインで指導できる部分もあるが、生きている素材を扱う技術であるため、直接指導しなければ教えられない部分について、指導ができない（例えば、枝を矯（た）める技など、うまくできたように見えても実際は折れてしまっているなど、微妙な部分までがわからない）。また、オンラインでの指導については、機器等の扱いが苦手な高齢者には困難である。

生活文化（茶道）

- 茶道は密の空間で行われ、例えば、濃茶は1つのお茶碗で回し飲む。そのため、コロナ禍においては稽古等ができず、月謝収入を維持することが難しくなっている。
- 学校茶道も同様で、クラブ活動等も難しくなっている。

生活文化（食文化）

- コロナの影響により、学校への出前授業、公開講座、フォーラム等多くのイベントが相次いで中止。
- 特に飲食を伴うイベントは、厳しい感染リスク軽減策が必要となり、開催が非常に困難。

※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。

(3) 文化政策部会食文化ワーキンググループ

- 「文化芸術基本法」において生活文化の例示として「食文化」が明記された食文化の一層の振興を図るため、文化審議会文化政策部会に食文化ワーキンググループを設置。
- 食文化政策の基本的考え方、文化財制度による食文化の保存・活用及びその他の食文化振興のための方策について検討。

<スケジュール>

- ・第1回：9/8、第2回：10/8
- 第3回：12月前半開催予定 ⇒年度内にとりまとめ予定

これまでの主な意見

<文化財制度について>

- 食文化を重要無形文化財として指定することに賛成だが、現時点では学術的に評価する基盤が整ってない。その間何もしないということではなく、どのような制度設計ができるかを検討すべき。緩やかな保存とボトムアップの取組から始めて、地道な調査研究に基づき無形文化財指定を実現した地域の事例は参考となる。
- 食文化の文化財指定については、慎重に検討すべきという声もある。きちんとした理論武装・学術的な裏付けが必要。制度設計については注意深く進めるべき。
- 多様性、希少性等を評価する民俗文化の観点も重要。芸術性等とは異なる観点の分析も必要。
- 文化財行政の中で食文化を適切に位置づけ、保存と活用の両輪の方策を示せば、無形文化では世界の先駆けとなれる。

<その他>

- 海外では日本の食文化への評価が高いが、国内では文化としての認識が弱い。国民が意識するきっかけ作りをすべき。また、多様な食文化が存在しても地域の人々や国民に認識されなければ意味がない。食教育や普及が重要。
- 地域で一つ一つ食文化を残していくこと、また料理だけでなく配膳など様々な点から捉えることも、食文化の多様性に繋がる。
- 日本料理で「勘と経験」と言われてきた技術を記録し、後世に残していくことが重要。
- 経済的価値が大きいことも忘れてはならない。文化発信とブランディングが大事。
- 食文化の基礎が危うい状況。生活文化全体にその傾向。

(参考) 文化政策部会食文化ワーキンググループ委員

(50音順・敬称略)

	現職
◎太下 義之	同志社大学教授
河島 伸子	同志社大学教授
佐藤 洋一郎	京都府立大学和食文化研究センター特任教授
竹内 由紀子	女子栄養大学准教授
中澤 弥子	長野県立大学健康発達学部教授
松田 陽	東京大学准教授
宮田 繁幸	東京福祉大学留学生教育センター特任教授
村田 吉弘	株式会社菊乃井代表取締役

◎:座長

(4) 現代アート分野の当事者の声

現代アート

- コロナの影響による美術館やギャラリーでの展覧会、芸術祭やアートフェア等のイベントの中止及び延期により、アーティストとして作品を発表する機会、制作する機会が減り、収入が減少した。
- アーティストなど美術系の専門職は社会的な認知度が低く、仕事の内容に比べて得られる報酬も少ないので、アートの仕事のみで食べていける人はひと握りの状況。アルバイトなど非正規の仕事と兼業している場合、コロナの影響でその仕事もなくなり、生活費を得る術がなくなって困窮している人もいます。
- 日本では生活にアートが根付いておらず、海外の方が需要が高いと感じているが、実際にコロナの影響で海外での活動が全て中止になったことで、大幅に収入が減少した。
- 展示やイベントの機会が減ったままでは、制作費を回収することができず、アーティストとしての活動を断念せざるを得ない恐れがある。
- 美術館やギャラリー、芸術祭もコロナの影響による休館、休業、開催の中止及び延期により収入が減少している。再開しても、感染症防止対策のために支出が増えている。
- 地方自治体が開催している芸術祭には、税収の減少もあり、存続の見通しが立たないものもある。
- 美術館では、今後も大規模な動員を伴う企画展の開催は難しいことが考えられ、そうした企画展の入場料収入に頼ってきた収支構造を変えなければならないという課題に直面している。

※上記については、文化庁がそれぞれの分野の関係者との意見交換の中から聞き取った内容の主な意見をまとめたものである。



※ 出所)「日本のアート産業に関する市場調査2019 (一社) アート東京、(一社) 芸術と創造

出典:「新型コロナウイルス感染拡大を受けた日本のアート産業の損害推計」
(一社) 芸術と創造

3. 地方における文化財保護の状況について

地方登録制度等のある地方公共団体リスト（文化庁調べ）

地方登録制度等のある団体＜都道府県＞

	都道府県
1	京都府
2	兵庫県

合計：2府県

地方登録制度等のある団体＜市区町村＞

合計：83市区町村

	都道府県	市区町村		都道府県	市区町村		都道府県	市区町村
1	北海道	上士幌町	29		杉並区	57	長野県	松本市
2	宮城県	仙台市	30		豊島区	58		辰野町
3		南三陸町	31		北区	59		高森町
4		川崎町	32		荒川区	60		信濃町
5		名取市	33		板橋区	61		飯綱町
6	山形県	大石田町	34		練馬区	62	岐阜県	美濃加茂市
7	福島県	南会津町	35		足立区	63		大野町
8		大熊町	36		葛飾区	64	静岡県	静岡市
9	茨城県	東海村	37		江戸川区	65	三重県	伊賀市
10		常陸太田市	38		三鷹市	66		いなべ市
11	栃木県	日光市	39		府中市	67	京都府	京都市
12		真岡市	40		町田市	68		宇治田原町
13	埼玉県	上尾市	41		小金井市	69	大阪府	吹田市
14		所沢市	42		国立市	70	兵庫県	神戸市
15		八潮市	43		福生市	71		川西市
16	千葉県	千葉市	44		瑞穂町	72		南あわじ市
17		市原市	45		日の出町	73	奈良県	桜井市
18		酒々井町	46		檜原村	74		三郷町
19		長柄町	47	神奈川県	横浜市	75	鳥取県	智頭町
20		勝浦市	48		相模原市	76	香川県	高松市
21	東京都	中央区	49		伊勢原市	77	福岡県	福岡市
22		港区	50		南足柄市	78	熊本県	玉名市
23		新宿区	51		箱根町	79		多良木町
24		墨田区	52	新潟県	十日町市	80		あさぎり町
25		江東区	53		魚沼市	81	大分県	臼杵市
26		世田谷区	54		聖籠町	82		宇佐市
27		渋谷区	55	福井県	坂井市	83	沖縄県	宜野湾市
28		中野区	56	山梨県	山梨市			

○京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）（抄）

（登録等）

- 第52条** 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの（以下「指定外文化財」という。）を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をするには、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定によるほか、同項に規定する指定又は登録をした後に保存のための措置を講じたのでは、滅失、毀損その他の事由により文化財としての価値が損なわれるおそれがあると認める指定外文化財を同項の台帳に暫定的に登録することができる。
 - 4 教育委員会は、緊急の必要があると認めるときは、前項の規定により登録された指定外文化財の保存のために必要な措置を講じることができる。
 - 5 第1項及び第3項の規定による登録並びにこれらの規定により登録された指定外文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）（抄）

（登録）

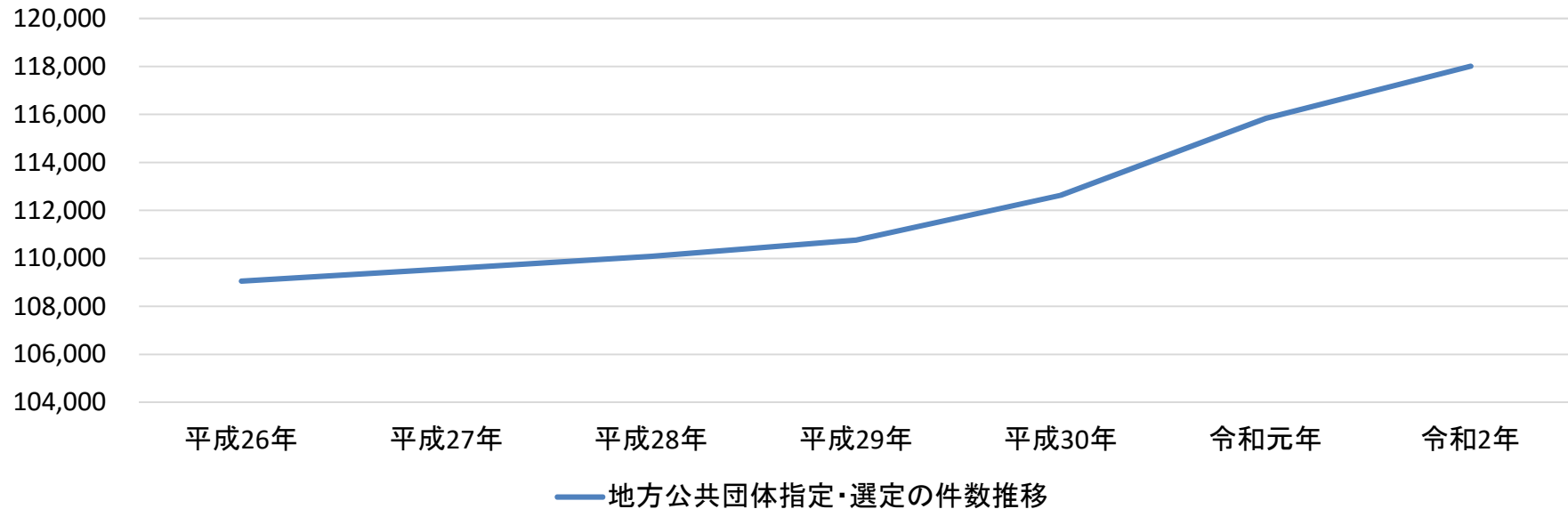
第35条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財（法第27条第1項、法第71条第1項、法第78条第1項又は法第109条第1項の規定（以下「法の指定の規定」という。）により指定されたもの、県条例第4条第1項、県条例第23条第1項、県条例第29条第1項又は県条例第37条第1項の規定（以下「県条例の指定の規定」という。）により指定されたもの、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項又は第30条第1項の規定（以下「この条例の指定の規定」という。）により指定されたもの及び法第57条第1項、法第90条第1項又は法第132条第1項の規定（以下「法の登録の規定」という。）により登録されたものを除く。）のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを福岡市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。

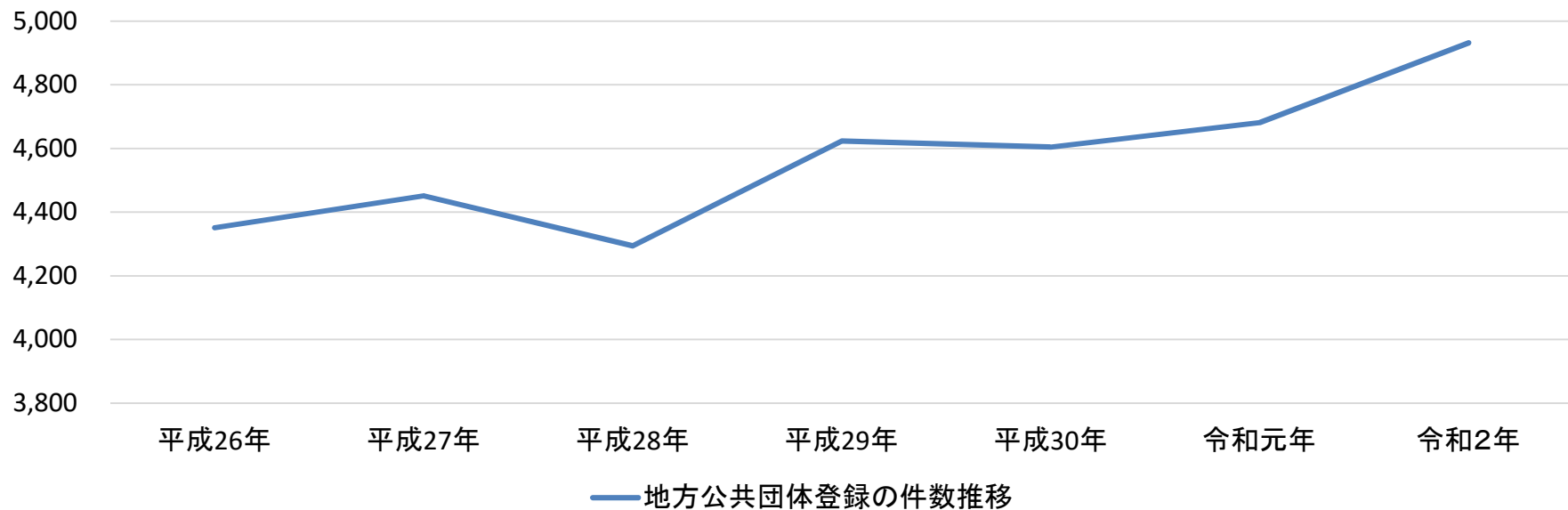
- (1) 福岡市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）
- (2) 福岡市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）
- (3) 福岡市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という。）
- (4) 福岡市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形民俗文化財」という。）
- (5) 福岡市登録史跡、福岡市登録名勝又は福岡市登録天然記念物（以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。）

3～6 （略）

地方公共団体指定・選定の件数推移



地方公共団体登録の件数推移



＜地方指定の事例＞

名称：高橋家住宅
 指定等種別：松本市指定重要文化財
 指定等年月日：昭和44年7月4日
 所在地：長野県松本市開智 2－9－10
 所有者：松本市



高橋家住宅は、松本藩が藩士の住まいとして所有していた、いわば官舎であった。はっきりとした建築年代はわかっていないが、高橋家のある徒士町（おかちまち）ができた17世紀前半から、高橋家に移ってきた享保11年（1726年）までの間に建てられたものである。現存する武家住宅としては、旧松本藩内はもとより、長野県内でも最も古い時期の建物の一つとされている。

	松本市指定文化財
法令における根拠	文化財保護法182条第2項 松本市文化財保護条例第3条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	【地価税】非課税
地財措置	【特別交付税】 ・各文化財類型の指定件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額 ・災害復旧事業に要する経費の8割で措置
予算補助	【松本市保護事業補助金】 ・補助率50%（但し補助額は最大500万円） ・災害復旧の場合は60%（但し補助額は最大1000万円）

＜地方登録の事例＞

名称：旧デリー（壺の蔵）
 指定等種別：松本市登録文化財
 指定等年月日：令和元年9月27日
 所在地：長野県松本市中央2-4-13
 所有者：個人



明治40年（1907年）に建築された木造2階建、寄棟造の建物である。土蔵造の建物で、外壁は黒漆喰の仕上げ、腰部はなまこ壁となっている。古写真から「加嶋屋呉服店」として建築されたと推定され、その後、「清水煙草卸売捌所」などの店舗として用いられたことが古地図から判明している。昭和45年から平成29年までは「カレー店デリー」として用いられ、市民にも特徴的な建造物として親しまれている。



	松本市登録文化財
法令における根拠	松本市文化財保護条例第6条
法令における補助規定	松本市文化財保護条例第19条
税制優遇	—
地財措置	【特別交付税】 ・有形文化財（建造物）、美術工芸品（美術工芸品）、有形民俗文化財の登録件数にそれぞれ特別交付税に関する省令で定める額を乗じて合算した額
予算補助	【松本市文化財保護事業補助金】 ・補助率50%（但し、補助額は最大300万円）

＜地方登録の事例＞

名称：ガラス工（江戸切子）
 指定等種別：江東区登録文化財
 登録年月日：平成21年3月27日
 保持者：小林淑郎

江戸切子は、ガラス生地の上に様々な文様を刻み込む技法。江戸では天保年間（1830～44）頃に始まったといわれている。明治14年、来日した英国人エマヌエル・ホープトマンによる技術指導で、旧来の手挽き摺りからグラインダーによるカッティング技術が導入され、現在のような切子が作られるようになった。

江戸切子の特徴は、カットが深く鋭いこと、文様が多彩で変化にとんでいることにある。現在は、円盤ダイヤモンドホイール（以前は金盤）を使用して、様々な文様のカットを刻み込む。カット自体は、その断面がV字状をなす溝を削り込むところに特徴があり、深さや太さで光りの屈折が異なるため、それらを計算したうえでカットを行う。

小林氏は、昭和25年に生まれ、大学卒業後、父親で切子職人の英夫氏（大正12年生まれ。元区指定無形文化財保持者）から技術を習得。



	江東区登録文化財
法令における根拠	江東区文化財保護条例第4条
法令における補助規定	江東区文化財保護条例第6条
税制優遇	—
地財措置	—
予算補助	【江東区文化財保護奨励金】 無形文化財（個人）10,000円/年度 （団体）30,000円/年度

地域における文化財の総合的な保存・活用【全体イメージ】

【平成30年文化財保護法改正関係】

国（文化庁長官）

都道府県：文化財保存活用大綱の策定 ①

- ・ 域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：文化財保存活用地域計画の策定 ②

地域計画の認定

重要文化財等に
指定・選定して
個別に保護措置

古民家

遺跡

舞踊

これに加えて、地域社会
全体で文化財の継承

仏像

社寺仏閣

お祭り

協議会

市町村、都道府県、所有者、文化財保存活用支援団体、地域住民、NPO、商工会、観光関係団体、学識経験者等

地方
文化財保護
審議会

地域の
文化財の
総合的な
保存・活用

域内の文化財の総合的な把握
(未指定文化財を含む)

保存・活用のために必要な措置

- ・ 価値付け
- ・ 修理管理
- ・ ガイダンス施設整備
- ・ 普及啓発 等



③

文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体で文化財継承へ

文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画

- 都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる。
- 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

○平成30年改正（新設）

（文化財保存活用大綱）

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

<地域計画の認定効果>

➤ 国文化財登録原簿への登録の提案

→地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財に対して速やかな保護措置を講じつつ、規制が緩やかな登録制度を活用して所有者等の創意による様々な活用を促進

➤ 認定市町村による事務処理の特例

→認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、現在、都道府県・政令市・中核市等において処理されている事務について、希望に応じて、認定市町村において実施できる 25

文化財保存活用地域計画の概要

○必要的記載事項

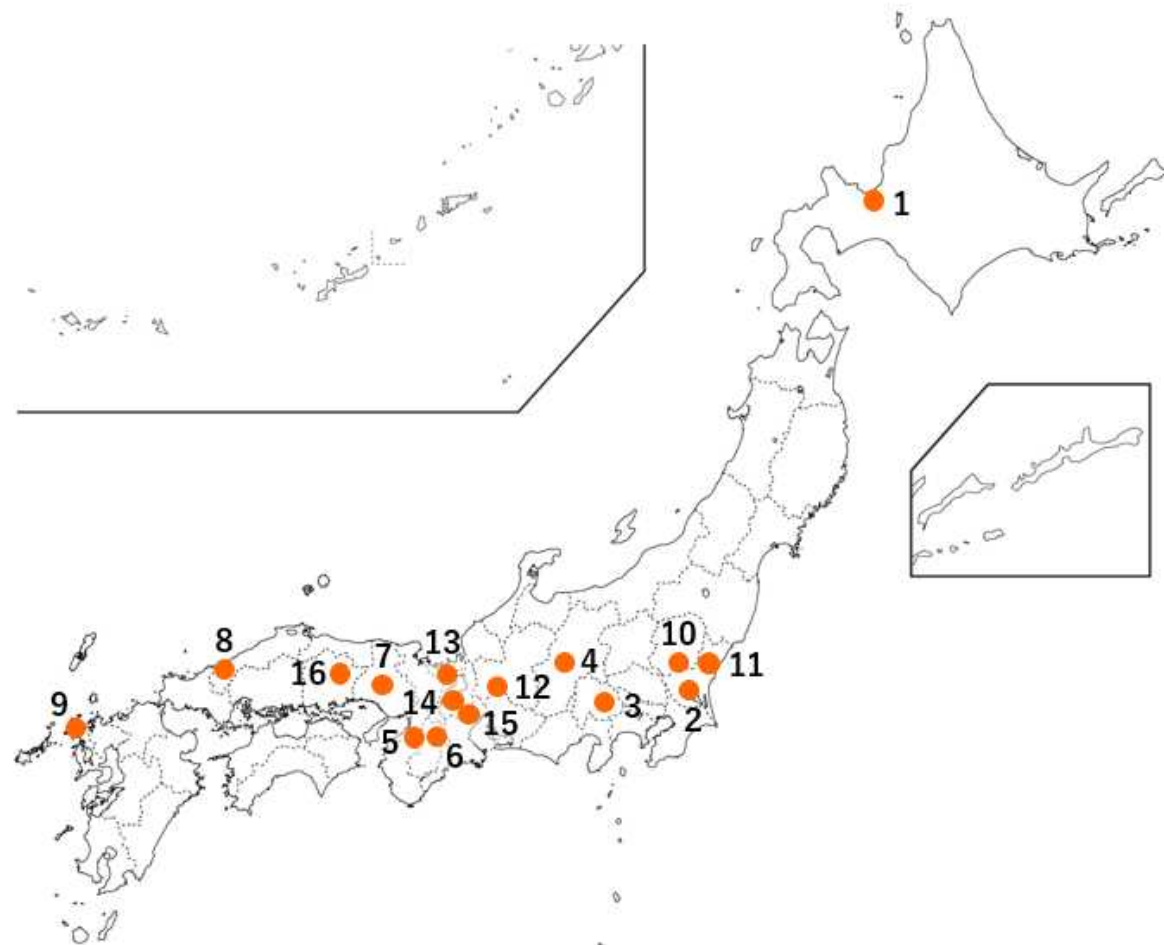
- ① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③ 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④ 計画期間
- ⑤ その他文部科学省令で定める事項

○地域計画の詳細は国の指針に記載

<指針における地域計画の記載事項>

- 市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴
 - 文化財の保存・活用に関する課題、方針
 - ・市町村としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針など
 - 文化財の保存・活用に関する措置
 - ・文化財の指定等、修理、整備
 - ・文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成
 - ・支援団体など民間と連携した取組
 - ・防災・防犯対策、災害発生時の対応
 - ・原材料の確保、修理技術等の継承に関する取組
 - ・条例等に基づく当該市町村独自の取組 など
 - 文化財を把握するための調査に関する事項
 - ・調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的な計画など (網羅的な調査・把握が完了していなくとも計画は作成可能)
- ※ 調査により把握された未指定文化財を含む「文化財リスト」は別添資料として添付
- 計画期間
 - ・地域の実情等に応じて概ね5年～10年程度
 - 文化財の保存・活用の推進体制
 - ・文化財担当部局や関係部局等における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、文化財保存活用支援団体の指定状況、今後の体制整備の方針など

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧（令和2年7月31日現在）



●：文化財保存活用地域計画作成市町村（16市町）

	市町村名	認定日
1	札幌市（北海道）	令和2年2月14日
2	牛久市（茨城県）	令和元年7月19日
3	富士吉田市（山梨県）	令和元年7月19日
4	松本市（長野県）	令和元年7月19日
5	河内長野市（大阪府）	令和2年2月14日
6	神河町（兵庫県）	令和2年2月14日
7	王寺町（奈良県）	令和元年7月19日
8	益田市（島根県）	令和元年7月19日
9	平戸市（長崎県）	令和元年7月19日
10	下野市（栃木県）	令和2年7月17日
11	常陸大宮市（茨城県）	令和2年7月17日
12	岐阜市（岐阜県）	令和2年7月17日
13	小浜市（福井県）	令和2年7月17日
14	草津市（滋賀県）	令和2年7月17日
15	甲賀市（滋賀県）	令和2年7月17日
16	津山市（岡山県）	令和2年7月17日

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の補助実績

・R1年度

採択件数：221件、採択金額：11億3315万3千円

・R2年度

採択件数：197件、採択金額：10億7748万円

○地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産）の事例

	自治体名	採択年度	事業内容
1	群馬県桐生市	R1	桐生祇園祭（未指定文化財）に係る囃子の後継者育成及び屋台の修理
2	大阪府岸和田市	R1	岸和田だんじり祭り（未指定文化財）の地車（だんじり）の修理
3	和歌山県橋本市	R1	相賀八幡神社秋季例大祭古佐田山車曳行行事（未指定文化財）の山車修理及び記録作成
4	栃木県宇都宮市	R2	二荒山神社例祭（未指定文化財）に係る茂登町日本武尊山車の修理
5	静岡県掛川市	R2	拳張神社例大祭山車曳行行事（未指定文化財）に係る山車修理及び踊りの後継者養成
6	大阪府柏原市	R2	御劔神社祭礼及び石神社祭礼（未指定文化財）に係る太鼓台の修理